

各高齢者施設・事業所 管理者 様

宮崎市福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

「医療緊急警報」への移行に伴う要請及び感染対策の再徹底について（依頼）

このことについて、県長寿介護課から下記のとおり文書が出されましたので、送付いたします。
つきましては、通知内容を確認いただき、高齢者等への感染拡大を防止するため、引き続き御理解と御協力をお願いします。

また、関連資料を宮崎市ホームページに掲載しておりますので、ご確認いただきますよう併せてお願いいたします。

【掲載場所】宮崎市HPホーム画面

- 新型コロナウイルス全般に関すること
- 事業者向け情報
- 介護保険事業・老人福祉施設等の感染対策について



※本文書は各サービス毎に送信しているため、複数回送信されていることがありますのでご了承ください。

〈以下、県通知文書〉

2 4 3 - 1 8 7 2
令和 4 年 1 2 月 9 日

各高齢者施設・事業所 管理者 様

宮崎県福祉保健部長寿介護課長
(公 印 省 略)

「医療緊急警報」への移行に伴う要請及び感染対策の再徹底について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、平素より御尽力をいただいておりますこと感謝申し上げます。

各高齢者施設・事業所におかれましては、日ごろから新型コロナウイルス感染症の感染防止に取り組んでいただいているところですが、県内では新規感染者が急増する中で、医療提供体制への負荷が高まりつつあり、重症化リスクのある高齢者等を守る必要があることから、令和4年12月9日から県独自の「医療緊急警報」が発令されることとなりました。

つきましては、高齢者等への感染拡大を防止するため、下記のとおり要請することとなりましたので、御理解と御協力をお願いします。

記

1 「医療緊急警報」への移行に伴う要請について

(1) 要請期間

令和4年12月9日（金）から当面の間

(2) 要請内容

ア 面会について

緊急やむを得ない場合を除き対面での面会を制限し、ガラス越しやオンラインでの面会をお願いします。

<参考> 高齢者施設における面会の取扱い

警報区分	目 安 (病床使用率)	面会の取扱い
警報なし	—	○感染防止対策を徹底の上、最小限の人数で面会実施 ※令和3年11月24日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」に基づく対応
医療警報	15%	
医療緊急警報	25%	○緊急やむを得ない場合を除き、対面での面会を制限 (ガラス越しやオンラインでの面会)
医療非常事態宣言 まん延防止等重点措置	50%	

イ 健康管理の徹底について

発熱の有無にかかわらず、些細な風邪症状（咳、咽の痛み・違和感など）であっても、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談の上、早期に受診していただくようお願いします。

また、職員の健康状態に留意し、出勤前の体温計測を徹底するとともに、発熱、咳、咽の痛み等の症状が認められる場合は出勤しない・させないようお願いします。

ウ 医療提供体制の確保

利用者が感染した場合に備え、あらかじめ協力医療機関と往診等の対応方針を定め、利用者に必要な医療が提供される体制を確保いただくようお願いします。

エ 感染発生時の連絡

職員・利用者が感染した場合は、県長寿介護課及び市町村の高齢者福祉担当課まで速やかに御報告をお願いします。

オ 衛生用品等の備蓄

県では、感染発生時に衛生用品（ガウン・マスク等）が不足する場合、速やかに提供する体制をとっていますが、各施設・事業所においても日頃から十分な備蓄をお願いします。

また、年末年始期間においては、通常より多くの備蓄をお願いします。

カ オミクロン株対応ワクチン接種について

従来ワクチンによる最終の接種から3か月が経過した者（1・2回目の接種が完了して、3か月が経過した者）は、オミクロン株対応ワクチンの接種対象となりますので、地元市町村と十分な連携を図りながら、職員・入所者等への接種を積極的に進めていただきますようお願いいたします。

2 感染対策の再徹底について

(1) 感染対策の手引き

ア 【国】感染対策の手引き、ガイドライン

国（厚生労働省）が作成した感染対策に活用可能な手引き等は以下のとおりです。

- ・介護現場における感染対策の手引き

○URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

- ・新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

○URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000922077.pdf>

- ・施設内療養時の対応の手引き

○URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000783412.pdf>

イ 【県】感染対策事例集

これまでの県内の感染対策事例等から、高齢者施設・事業所で注意いただきたいことをとりまとめ、別添のとおり感染対策事例集を作成しております。

○別添：「新型コロナウイルス感染対策事例集」

(2) 県の支援策について

ア 抗原定性検査キットの配付

令和4年11月下旬に、職員の定期的な検査（濃厚接触者の待機期間短縮等のための検査を含む。）を目的として、配付希望のあった施設・事業所に対し、抗原定性検査キットを配付しております。感染対策に御活用ください。

なお、本件に伴う申込み・配付は終了しておりますので、御留意ください。

イ かかり増し経費の補助（サービス提供体制確保事業費補助金）

新型コロナウイルス感染症が発生した高齢者施設・事業所に対し、在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入や人員不足に伴う人件費など介護サービスを継続するために必要なかかり増し経費を補助しております。

○URL：<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/covid-19/jigyosha/20200710161818.html>

ウ 高齢者施設を往診した医療機関への補助

（高齢者施設等往診対応医療機関支援事業費補助金）

高齢者施設内で療養する新型コロナウイルス感染症患者（施設内療養者）への医療提供体制の整備を図るため、高齢者施設への往診等を実施した医療機関に対する補助を実施しております。

○URL：<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/covid-19/jigyosha/shisetsuoshin.html>